

亀山市告示第188号

亀山市公共施設等総合管理計画検討委員会要綱を次のように定める。

平成27年10月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市公共施設等総合管理計画検討委員会要綱

(設置)

第1条 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(以下「公共施設等総合管理計画」という。)に関し必要な事項を検討するため、亀山市公共施設等総合管理計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この要綱において「公共施設等」とは、公共施設、公用施設その他の市が所有する建築物その他の工作物をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設等の現況の把握及び将来の見通しに関すること。
- (2) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関すること。
- (3) 公共施設等の施設類型ごとの管理に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等から選出された者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、公共施設等総合管理計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財政行革室において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に行われる委員会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。